



## 主君「押込」慣行の形成過程（一）

— 古田騒動と伊達騒動を中心に —

笠 谷 和 比 古

〔はじめに〕

近世の大名諸家においては、主君「押込」と呼ばれる特有の行為が存在した。それは悪主・暴君を家老・重臣たちの手で座敷牢などの一室に幽閉し、強制的に隠居―廃位せしめるものである。それ故に、これはまた「押込隠居」の処置とも呼ばれるものであった。筆者は別稿「近世の大名諸家における主君「押込」の慣行」（史林六九卷一号）においてこの問題を検討し、主君「押込」行為なるものが個別・偶発的な事件ではなく大名家の政治体制に内在する一般的な慣行としてあったことを指摘し、且つ当該行為を構成する諸条件についての分析を試みた。

右の拙稿は当該行為の専ら完成された形態についての分析に主眼をおいたものであるのに対して、本稿はこの主君「押込」慣行なるものの形成過程を探るものである。しかしながら対象の慣行的制度としての性格からして特定の時点にその成立を求めることはできないであろうし、当該行為と自余の反主君行為との区分もその形成期においては不明瞭かつ流動的なものであったであろう。これらは慣行的な性格をもつ対象を研究する際に、不可避的につきまとう

困難性というべきである。本稿では主君「押込」行為の比較的初期の事例として伝えられている浜田藩古田家において生じた「古田騒動」と、当該慣行の形成に少なからぬ影響を与えていると思われる、「伊達騒動」の発端をなした伊達綱宗隠居事件の二つの事件を中心にして取り上げ、自余の關係事例を援用しつつ当該慣行形成の概観を得たいと考えるものである。

さて本稿には右の問題と関連して今二つの課題がある。即ち主君「押込」慣行と幕府との關係の理解に関わるものである。別稿に見た如く、主君「押込」行為の発動の可能性を保持する家老・重臣層の集团的権力というものは主君権力を制約するに充分な程に強力であり、そしてそれ故に近世の大名家の政治体制は主君権力の外見的な強大さにも関わらず「専制」とは規定しえない性格のものであると考えられる。大名家における主君権力の被制約性の問題については、右の如くに見做して差支えないと思われるが、ここで更に検討を要するのはこの主君「押込」行為が家老・重臣層の権力の自律性に基づいて実現されているか否かという問題である。この主君「押込」行為には当該主君の親類大名（旗本）が関与しており、その諒承の下に執行されるものであった。しかしこれも別稿で指摘した通り、当該行為が慣行として確立された段階におけるそれにあつては、執行の主導権は家老・重臣層の家臣団の側に終始保持されているものであつた。

では幕府は当該行為にどのように関与するものであつたか。この問題は別稿では十分に掘り下げて検討することができなかつたものである。主君「押込」行為における家老・重臣ら家臣団の行為の自律性なるものは見かけのものであつて、実際には幕府のなにかの管理の下におかれた他律的な性格のものであろうか。本稿ではこの問題の検討も、当該慣行の形成過程の分析の中において併せ行ないたいと考えている。

## 第一節 古田騷動

### 一、古田騷動関係の実録物の内容とその系統

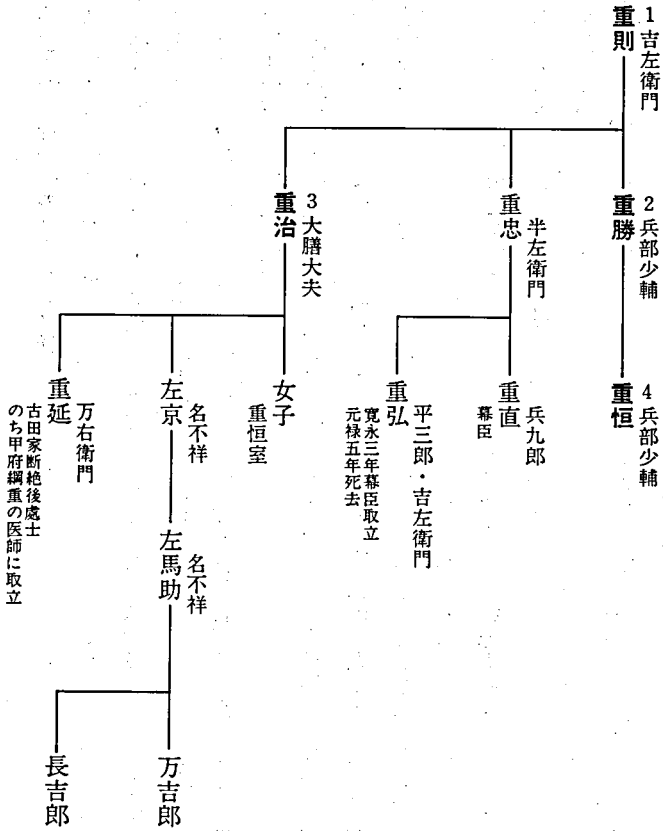
古田氏は豊臣取立て大名の一つで、初代重則の時、豊臣秀吉に仕え、その子重勝の時に伊勢松坂三万五千石の城主に封じられた。重勝は関ヶ原の戦いには東軍に属し、軍功により二万石を増加されて五万五千石となり兵部少輔と称した。慶長一一（一六〇六）年重勝は卒したが、実子の重恒は未だ六才であったため重勝の弟大膳大夫重治が番代に立った。そして重治の代、元和五（一六一九）年に石見国浜田（五万五千石）に移封となる。同九年、重治は致仕し所領を成人した甥の兵部少輔重恒に戻した。<sup>(1)</sup>

さていわゆる「古田騷動」はこの重恒の代に生じたものであるが、それは不可解な事件の一つなのであり、事件の内容・事実関係が判然としないのみならず、何時、どこで生じたかも実は曖昧なものなのである。古田家がその後断絶したために、直接的な史料が湮滅していることがその大きな理由である。それ故に事件の事実関係を確定することがここでの第一の課題となる。「古田騷動」に関しては以下のごとく多くの伝写本が存在している。これらは総て後代史料であるが、古田騷動が諸伝本においてどのように捉えられているかを先ず検討しておこう。これらの諸伝本はその記述の内容から大体以下の四つの系統に分類することが出来る。

#### (A系統) 『藩翰譜』系統

これは新井白石の『藩翰譜』<sup>(2)</sup>所載のものである。同書の記述が『徳川実紀』<sup>(3)</sup>にも引用されていることや同書の知名度の高さのゆえに現在ではこの説が支配的になっており、『新編・物語藩史』(新人物往来社)・『年表・日本歴史』(筑摩書房)などの諸書も古田騷動については同書の記述を引用するものである。その内容は次の通り。

### 系図 I : 古田家系図



備考：「寛政重修諸家譜」第15冊、「古田家来逆意記」その他に拠る。  
アラビア数字は古田家当主の代数を示す。

古田重恒は天性わがままにして世に交わることを嫌い、病身と称して引き籠もつて家臣とも会う事もせず、ただ山田十右衛門成高という者のみを常に傍らに置いて政務の取り次ぎをなさしめていた。山田はもと石見国の土民の子であつたのを寵愛して遂に禄千石を与えるに至つていた。山田はある時老臣たちを集めて言うには、主君重恒は近頃乱気の体にて古田家伝来の宝物を打ち砕けと命じられたが今日は自分の計らいで止めさせたこと、再び命じられた折には老臣ら参上して自分に力を併せてこれを思い止まらせて欲しい旨を頼み、老臣らもこれを約諾した。

山田はその後主君重恒の前に出て言うには、重恒の長病引き籠もりによつて御家滅亡に至ることを老臣たちは恐れ、「君をば押籠参らせ」一族の内を撰んで世継ぎを立てんと企ておる旨を諷した。よつて重恒は討手の者を諸所に配し、老臣古田左京らが山田の指示で参上してきたところを斬りつけた。老臣は二人までが討たれたが、西林外記はその場を脱出して幕府老中の下に事の次第を訴えた。事件は幕府の吟味に付されたが古田重恒はその最中に死去して古田家は無嗣断絶となつた。山田がこのような謀略を用いたのは、自分が新参取り立ての者であり重恒死後は殉死を免れないので、古田家を滅亡せしめて我が身の安泰を計つたというものである。

新井白石はこの説を、世間に流布する雑記に拠つたと註している。これと同内容の記事が島根県立図書館所蔵の『古田騒動記』の表題をもつ野史の中の一章「古田兵部少輔重恒滅亡之事」の中に記されている。そして同書ではその説を「大小名盛衰記」なる一書からの引用と註しているので、白石が見たのもこれであつたかもしれない。同説はまた『東照宮御遺訓付録』<sup>4</sup>の内にも見えている。

この説では重恒側近の者は山田十左衛門、老臣側は古田左京・西林外記ら、事件の起こつた場所は古田家江戸屋敷を想定しているように思われる。事件の発生時期は、幕府による吟味の最中に重恒が死去したとしているから、彼の死んだ慶安元（一六四八）年六月のあたりということになるであらう。

『徳川実紀』慶安元年六月一九日条には古田重恒の死亡とその伝記が載せられており古田騒動の概要が述べられている。それは全く『藩翰譜』の記事を踏襲したものであるが、ただ事件の発生した場所については在所の浜田城内のことと明記している。これは次に掲げるB系統の実録物の記述に引きよせられた結果かも知れない。

(B系統) 「古田騒動記」

これは伝存するものとしては一書を見るのみであり、先述『古田騒動記』の表題をもつ野史に収録された「古田騒動記」なる一章に記された説である。

古田重恒は男色を好んで、日頃より不行跡重なり家老古田左京・古田織部らが諫言すれども聴かず、病気を申し立てて江戸参勤まで取り止めんとする。重恒の悪業は幕府にも聞こえてその検分の上使が在所浜田に派遣される予定となった。古田家の江戸詰め家臣笹倉民部左衛門らはこれにより大切の儀におよんだとし、「所詮殿様を押込、幸古田左京殿御長男久松殿十六歳になり給ひ候、是を御養子に公儀に相願申立候ハ、御由緒の事に候へハ異儀なく可被仰付」と評定一決し、一味連判の書状を認めて在所へ「押込」の計画を申し送った。しかしながら国家老古田織部は、養子は江戸表の同姓隼人を推すべきとしてこれに反対し、右の企てを主君重恒に報せた。かくて重恒は家老古田左京を浜田城中の茶亭に招いて斬り、一味の者は浜田を立ち退いて他国へ向かったが追手の前に或は自害し或は捕えられた。そして事件の落着の直後に重恒は頓死し、子無くして古田家は断絶したというものである。

この説では事件の発生時期は慶安元年六月の頃、場所は石見国浜田城内、登場人物は主君側は古田織部、反主君側は古田左京・笹倉民部左衛門らということになっている。右の説は登場人物の名前といい、記述された物語りの展開の荒唐さといひ殆ど信するに足らないものであるが、後に見るように事実のある側面は反映しているものである。

(C系統) 「古田家来逆意記」系統

後述する如き理由によつてこの系統の説が古田騒動の事実経過を正確に伝えており、特に浜田市立図書館に伝來する『古田家来逆意記』——以下、『逆意記』と略記——の記述は信頼するに足りると思われるので、同書の内容をやや詳しく紹介することとする。

正保三（一六四六）年、古田兵部少輔重恒は中風煩いのため江戸屋敷で引き籠っていた。重恒は齡四十を越えながら子が無く、家中の者は古田家の存続を危ぶんだ。家老の古田左京（千五百石）は先代大膳大夫重治の子であり、従つて主君重恒にとつては従兄弟であり且つ義理の弟でもあった。この左京が自分の孫で七歳の万吉（万吉郎）なる者をもつて、重恒の跡目を相続せしめんと企て、江戸年寄の加藤治兵衛（五百石）・同黒田作兵衛（五百石）および比伝右衛門（三百石）・勝喜内（三百石）・今中玄覚（三百石）らを与同せしめた。そして同年六月二五日、重恒の側近役である富島五郎左衛門（二百石）を左京の下に呼び出した。年寄加藤・黒田侍座の中で左京は富島に重恒の容体を尋ねたのち、今は重恒に養子を勧めるべきであること、しかしながら得心無い時には「無勿躰候得共、押込申外無之、其時御声杯立候ハ、無是非仕様も可有之、其段内々可被得心置」と申し渡し、然るのちに秘密殿守の神文を命じた。即ち

一今度被仰聞候一儀、他人は不及申、親兄弟たり共、此三人の外、他言仕間敷候

黒田作兵衛判

加藤治兵衛判

富島五郎左衛門判

### 古田左京殿

富島はその場から帰つて思案したが「詰ル所は我殿様ヲ無キ者ニ仕内談ト存定」、翌二六日に重恒の下に祇候して



事の次第を語った。重恒と富島は相談し、信頼出来る家中の者として平岩数馬（二百五十石）と藤本作太夫（百石）の二人を選んで、密かに重恒の警固にあたらせた。次に医師の浅野玄春に来訪を求めて事の次第を告げ、古田左京以下の者を成敗する所存であるので、この旨を幕府老中まで伝達してくれることを頼んだ。

玄春は左京らのなすところは重恒に養子を得心させるための仮構ではないかと疑い、帰り際に左京・加藤・黒田らに面談し、重恒は養子を希望しており、その際には自分が取り持ちをなす旨を述べてみた。しかし左京らは「にが笑ひ之駄にて兎口挨拶も無之」、玄春は左京らの逆意は紛れ無しと判断し月番老中にして重恒も懇意の阿部豊後守忠秋の下に赴きこれを告げた。阿部は「逆意慥成義ニて候ハ、御心儘ニ急度成敗被仰付候様」との返答をなした。

六月二八日、玄春は再び古田屋敷を訪れて阿部の意向を伝えた。玄春の退出後、古田左京・加藤・黒田の三名は富島を呼んで、今より奥へ参る旨を告げた。富島の先導で四人揃って奥に向かったが御次の間に来た時、富島は左京に斬りつけ、控えていた平岩・藤本の両名も襲いかかった。児小姓五、六名も馳せ参じて古田左京と加藤治兵衛はその場に討たれ、黒田作兵衛は屋敷を脱出した。左京の一派の日比伝右衛門・勝喜内・今中玄寛らは奥へ入らんとしたが平岩らに制止されて戻り、そのまま屋敷を立ち退いた。

古田屋敷を立ち退いた黒田・日比・勝・今中の四名は幕府の評定所へ出頭して重恒一代の悪事を書き連ねた長文の巻物を提出し、今度の事件は養子を勧めるための諫言をなさんとしたものであって、全く逆意にあらざることを訴えた。評定所での審理は月番老中の松平伊豆守信綱が担当し、古田家側からは富島五郎左衛門が召喚され、古田家留守居の関善之丞と重恒の従兄弟古田吉左衛門（幕府旗本五百石、系図一参照）が介添えとなって出頭した。

富島はそこで古田左京らの逆意の証拠として先述の神文誓詞を提出した。松平信綱はその誓詞に逆意の文言は含まれていない点を問題として富島を詰問したが、富島は「他言仕間敷候」という一文に総ての意味が込められていると

反論した。この富島の主張が通つて古田左京らの行為は逆意と裁決され、黒田ら四名は古田家に引き渡されて成敗された。決定的証拠となつた誓詞は「御家の宝」として古田家に下された。

国許の石見国浜田では古田左京の一派の者が成敗されたが、左京の嫡男古田左馬助（五百石）・園岡治右衛門（四百石）・同嫡子忠次郎（百石）ら八名は海路上方へ向けて立ち退いた。幕府よりは奉書をもつて一味の者の追捕が命じられ、浜田よりの追手が播磨国室の津で立ち退き者の船を捕捉し、左京一派の者は船中で切腹して果てた。以上が同書の記すところである。

これと同内容のものに『浜田城元祖古田公実録』なる一書があるが、『逆意記』が事実の経緯をのみ記した素語りであるのに対し、これはいわゆる実録物の構成を採っており、富島五郎左衛門を忠義の武士として強調する評釈的態度が見られるものである。事実関係で同書が『逆意記』と異なるのは在所立退者の最期に関する部分で、古田左馬助のみは室の津で下船して浜田に戻り、国許寺院でその子万吉郎・長吉郎ともども切腹したと伝えている。

#### (D) 系統 『浜田故事記』系統

これには島根県立図書館所蔵『浜田故事記』・『己面白』、浜田市立図書館所蔵『石見国由来記』等がある。これら諸書の成立年時、及びそれらの前後関係を特定することは困難であるが、これら三者は事件の概略のみを記す簡潔な形式のものであり、且つほぼ同一の記述を有するものである。

正保元年一二月、古田重恒は江戸において中風煩いに伏した。世継ぎ無く、養子の件で家老古田左京・同嫡子左馬助、年寄加藤治兵衛・黒田作兵衛、日比佐右衛門・勝喜内・今中玄寛ら逆意に及んだところ、近習富島五郎左衛門の忠勤によつて企ては露見し、右の面々は正保三年七月に御下知をもつて御仕置に仰付けられた。石見国浜田在の一味の者も残らず成敗されたとするものである。

これはC系統の説の要約とみることが出来るが、古田重恒の中風で倒れたのが正保元年一二月、古田左京一味の処刑されたのが同三年七月という年時の特定についての付加があるので、必ずしもC系統の書にのみ依存しているという訳でもないようである。

以上、古田騒動に関する諸書の記述を見てきた。A・B・C(D)の諸系統の説は事件の発生時期・場所・人名が大きく異なっているので相互に独立に形成された著述であると考えられる。しかしそれにも関わらず事件の核心が主君廃立問題であること、そして多くの書においてその行為が主君の「押込(押籠)」という特有の形態をもつものとされている点は注目されねばならない。これら諸書は総て後代の伝承史料であるが、本事件がそのような性格をもつものであった蓋然性は高いと言わねばならないであろう。

## 二、同時代史料による古田騒動の検討

さて次に古田騒動発生当時の同時代史料を検討していこう。土佐藩山内家に伝来した「山内家御手許文書」<sup>8)</sup>は山内家の在江戸の藩主・家臣から国許に送付した原書状の集成であるが、その正保三年分の書状の中にこの古田騒動を報じたものがある。

(イ) 正保三年七月四日 山内修理大夫忠直披露状(岩崎又右衛門宛)

「一、古田兵部殿家来之者共、不慮之儀存立、唯今御公儀御穿鑿御座候、則別紙ニ書付候て進上仕候間、御覽可被為成候、前代未聞成儀共と御沙汰ニ而御座候」

(ロ) 同年七月二十五日 同 右(同 右宛)

「一、古田兵部儀も当月廿一日ニ宮城越前殿(麻府大目付高城和精)奉者性、以同也為御 上使被為遣候様子ハ、今度結徒党候者共、御 公儀ニ而御成敗

をも可被仰付候得共、兵部ニ被遣候間、如何様にも成敗仕候様にと仰出ニ而御座候、在所にて立退候者とも在之旨被及聞召候ニ付、御公儀々御尋可被遣由ニ御座候」

(ハ) 同前別紙覚書

古田左京伴

黒田作兵衛伴

同人むこ

同人こしうと

同人おい今中玄覚為ニも甥

古田左馬之助

黒田勝作

馬場平大夫

馬場次左衛門

黒田清十郎

加藤次兵衛伴、無束人

同人兄

同人しうと

次右衛門伴

同人伴無束人

加藤才三郎

加藤勘左衛門

其岡次右衛門

其岡忠二郎

其岡市丞

勝喜内おや

勝長兵衛

今中玄覚母

日比野伝右衛門妹むこ

伊藤左内

〔以上原文、一段並列記載〕

右之者共、七月七日夜、古田兵部在所ニ而立退申候、右之者共へ御公儀々御尋被成可被下之旨、仰渡ニ御座候、江戸ニ而欠落仕候者ともをは去廿一日ニ兵部に被下候、以上」

右は古田騒動の発生と、一味の者の成敗および浜田在所の立退者の探索を報じたものである。これは次の幕府側の記録とも一致している。

(ニ) 『曾我日記』正保三年七月廿一日条

〔平三郎カ〕

「古田兵部へ宮城越前ニ古田三十郎被加御使也、今度之者共被下候間、心次第ニ可仕候、在所ニ而立退申十三人も尋出シ候ハ、如何様とも可仕との被仰出也」

次に在所浜田を立退いた左京一党の者について、幕府は諸国諸領主にその探索を命じており、その老中奉書が存在が薩摩の島津家の史料によって確認される。

(ホ) 『旧記雜錄後編』第五冊七四五号<sup>(10)</sup>

今度古田兵部少輔家来不儀有之候而、令死罪之處、彼妻子於在所聞之欠落候、右之通及 上聞、可尋出旨被 仰出候ニ付、兵部少輔家中之輩、諸国在々所々へ相廻候間、見出之、聞出之届於有之者、急度捕之可相渡者也

戊七月廿三日

阿部豊後守

忠秋在判

阿部對馬守

重次在判

松平伊豆守

信網在判

諸国在々所々

御領内

そして「山内家御手許文書」はこの事件の結末を次のように報じている。

(ハ) 正保三年八月廿三日 山内修理大夫忠直披露状(岩崎又右衛門宛)

「一、古田兵部国ニ而立退候者共、御公儀々御奉書被下、方々国々兵部家来之者致持參、右之者相尋候處ニ、三人ハ兵部在所へ立帰、自害仕候、八人ハ播磨室津舟中ニ而被咎、自害仕候由ニ御座候」

古田騒動に関する同時代史料は以上の通りである。これらの書状・諸記録の内容、特に(ハ)の覚書に記された反主君側の一党の人名が先述のC(D)系統の説と一致していること、更には播磨国室の津における追捕事件の実在までもが確認されることによって前掲『逆意記』の記述の信頼性の高いことが裏つけられるのである。

『逆意記』の記述は何故に事実と合致した正確さを獲得しているのであろうか。この観点から今一度同書の性格を

検討してみよう。

今日、浜田市立図書館に伝存している『逆意記』はその末尾に、古田氏浜田入部の元和五年、古田重恒死去の慶安元年、次の浜田城主松平氏の入部の同二年のそれぞれについて、文化十一年を基準にした経過年数が記されているので、同年に作成されたものであると推定される。しかし本書の原本ないし祖本の成立はそれより更に遡るものである。それを示すのは本書の「富島氏其外加増之事」と記された一節にある次の記述である。「一、富島五郎左衛門（中略）兵部殿御遠行以後ハ御家来不殘浪人の後、無程、水野右門大夫殿へ有付、只今家老、而之内」と。即ち、古田家が慶安元年に重恒死去により無嗣断絶となった後、富島五郎左衛門は水野家に召抱えられ、現在その水野家の家老を勤めている由である。従って『逆意記』の原本（祖本）の記されたのは富島の存命中のことであり、『逆意記』の原作者は古田騒動のことを富島自身に直接にか、富島の語ったものを間接に聞いたかすることによって叙述したものである<sup>(11)</sup>。『逆意記』の内容が事実と合致するところの多いのはこのことによっているのである。

さて、ここに「水野右門大夫」とあるのは岡崎五万石の城主水野右衛門大夫忠春のことである。この水野家の文書は東京都立大学付属図書館に所蔵されており、その中の家臣履歴を編纂した『庶士伝考異』第五冊の「富島吉右衛門」の項に、その父富島五郎左衛門の事蹟が述べられている<sup>(12)</sup>。そこで引用されている「書上」は富島家より提出されたもので、五郎左衛門自身の手になったものか子の吉右衛門によって作成されたものかやや決し難いのであるが、いづれにしてもこれは古田騒動がその当事者によって語られた稀有のものであるので、その全文を次に紹介する。

「古田氏病により正保三年丙戌六月廿四日、左京及用人黒田作兵衛・加藤治兵衛等、党を結、主人を推籠、左京子<sup>(13)</sup>を立んとす、五郎左衛門を招、誓文を出しむ間出之、速に主人に告、廿六日、左京を殺、扈從頭平岩数馬・藤本作大夫、治兵衛を殺、作兵衛及物頭勝喜内・使役日比伝右衛門・医者今中玄覚出奔、左京・治兵衛を殺害することを古田氏從

弟平三郎及物頭関善丞を以、執政に訴ふ、七月二日出奔之四人、左京叛逆に非ず、主人狂乱之所為と訴ふ、お是、平三郎及五郎左衛門・善丞と評定所に対決す、主從党之誓書を上る故、四人死刑になり、誓書ハ為証、主人に給、主人又是を五郎左衛門に給、三日、老（家老）となり禄を増、此時廿九歳なり、慶安元年戊子六月十六日主人卒、家絶

先の『逆意記』の記述とこの「書上」に記された古田騒動の経緯とはほぼ合致するものである。しかし同時に、次のような基本的な相違点も指摘できる。一、黒田作兵衛・加藤治兵衛を『逆意記』は「年寄」とし、「書上」は「用人」としている。二、事件発生日を前者は六月二八日とし後者は六月二六日とする。三、平岩数馬・勝喜内らの役名を前者は全く記していない。四、出奔の四人が幕府に訴えてたのを、後者は七月二日と特定している。五、富島が介添えとして評定所に赴いた者を前者は古田吉左衛門とし、後者は古田平三郎としている。六、富島が七月三日に「家老」となったことは後者にのみ記されている。七、富島のこの時の年齢を前者は二二才とし、後者は二九才としている。

これらの相違から『逆意記』の原本は、この「書上」とは一応別個に作られたものと思われる。しかし事件の基本的な構成は一致しているので、その情報の出所の中心はやはり富島五郎左衛門その人であったであろう。またその他に、富島の評定所出頭の介添えをした旗本古田吉左衛門が当時存命であるのでこれも情報源となったことと思われる。『逆意記』・「書上」はこのように事件の当事者によって語られた古田騒動の記録である。それはあくまでも事件の一方の当事者の側がそれと主張するところの叙述ではあるが、その限界性を踏まえた上で古田騒動の実相を今日に伝えるものと言ふことができるであろう（<sup>15</sup>）（もとより事件発生日時の食い違いのような重要な問題の確定は、なお今後に委ねなければならないものであるが）。

以上の検討によって、この正保三年の古田騒動においては家老古田左京らの手によって主君廃立が計画されていた

と見做されていたこと、そしてその主君廃立は「押込」という固有の行為形態をもってすることが想定されていたことはほぼ疑いないところかと思われる。

ただここで注意されねばならないのは、『逆意記』における主君重恒の「押込」計画について、古田左京は「無勿駄候得共、押込申外無之、其時御声杯立候ハ、無是非仕様も可有之」と富島に語っていること、そしてまた富島は「詰ル所は我殿様ヲ無キ者ニ仕内談」と自問自答している点である。これらの事はこの段階での主君「押込」行為なるものが、その執行時にであれ執行後にであれ、主君の暗殺の可能性を強く含み込んだものであること、即ち主君に対する直接的な暗殺行為と未分化なものであったことを示しているように理解されるのである。換言するならば主君「押込」行為なるものは、直接的な暗殺による主君廃立行為から分化して形成されていくことを推測させるものなのである。

古田騒動においていま一つ注意すべきは本事件に対する幕府の対応の問題であろう。幕府は主君の「押込」を計った古田左京らの行為を悪逆行為とし、一味の者の身柄を古田家に引き渡して成敗せしめているのである。この事件では、主君古田重恒は長病のうえ齢四十を越えてなお養子を設けようとしなかったのであり、そこに古田家の存統を考えて家老・重臣らが主君の廃立を計画する一応妥当な事情があったにも関わらずなのである。幕府は右のような事情を全く顧慮せず、それが反主君行為であるというただその理由のみに基づいて「押込」計画者の側の全員を処罰し、そしてこの大きな騒動にも関わらず主君重恒の側には何らの咎めも加えていないのである。

この幕府の対応のあり方は、次の伊達綱宗隠居事件におけるそれとの間で著しい対照をなすものである。



## 〔註〕

- (1) 『寛政重修諸家譜』(統群書類従完成会) 第一五冊七八、七九頁
- (2) 『新井白石全集』(国書刊行会) 第一巻
- (3) 『大猷院殿御実紀』(『国史大系・徳川実紀』)
- (4) 近藤斉『近世以降武家家訓の研究』(風間書房・昭和五〇年) 五五頁。付録第二五番
- (5) 内題「石碓浜田城主古田兵部少殿 家来古田左京、黒田作兵衛、加藤治兵衛逆意之夏」。推定文化一一年筆写本。原作者、筆写者不明。本書には同じく浜田に関する実録である「松平周防守殿家来渡辺治郎兵衛御成敗之事」なる一章が含まれているが、これを除外した「石碓浜田城主(中略) 逆意之夏」の本文丁数は一七丁。
- (6) 島根県立図書館蔵。これは『島根県史』編纂のために筆録されたもので、その奥書に「右ハ美濃郡田町丸見富次郎蔵原本ニヨリ大正三年九月十六日謄写」とある。
- (7) 但しA系統の『東照宮御遺訓付録』および「古田兵部少輔重恒滅亡之事」においては「押込」という文字は見えず、「殿をば近日中に押寄害し奉る筈にて御座候」とあって、この主君廃立行為においては直接的な暗殺が想定されている。「押込」と暗殺との関係については本節一五頁参照。
- (8) 山内神社蔵。ここでは東大史料編纂所の写真版によった。史料閲覧に多大の便宜を計って下さった同所に謝意を表します。
- (9) 国立公文書館内閣文庫蔵。
- (10) 『鹿兒島県史料旧記雑録後編五』
- (11) 後述の『庶士伝考異』によれば富島が水野家で家老職にあるのは延宝五年九月・元禄二年七月であり、この時期に成立したと思われる。これは同書の他の記載事項の年次とも整合している。
- (12) 同書によれば富島五郎左衛門は古田家断絶にて浪人の後、明暦二年水野家より合力米二百俵・三十人扶持を給せられ、翌三年には同家の物頭に取り立てられている(彼を召抱えたのは武刃者としてその名が知られた水野監物忠善である)。五郎左衛門は寛文一〇年には忠善の世子忠春付の用人となり、忠春の襲封と共に延宝五年に家老、二十扶持を増加されている。そのうち老衰の故をもって度々辞職を願うも許されず、元禄二年に家老職は許されたが朝暮出仕はその意に任せられている。同四年隠居。子の吉右衛門が家督を継いでいる。履歴から見るに五郎左衛門は水野家では手厚い待遇を受けていたように思われる。五郎左衛門は同九年正月に岡崎で死去している。
- さて子の吉右衛門は原禄二百俵・三十人扶持を給せられ、近習物頭から用人へと進んだが、水野忠之の代の享保三年四月に病気の故をもって禄を辞して十五人扶持となり、同

六年正月理由は不明であるが吉右衛門は水野家を出奔し、富島家の跡はここで途絶えている。

(13) 『庶士伝考異』は水野家の家臣履歴を編纂したもので、寛保三年に完成した『庶士伝』を増補したものである。そしてこの『庶士伝』は、これに先行して編纂された延宝四年の『元貞記』(編纂掛家老水野元貞の名前に因んでいる)・元禄三年の『元禄集』・宝永六年の『宝永集』の三つの家臣履歴を集大成したもので、これに家臣よりの「書上」、藩の「日記」の記事および編纂者の勘案等の内容を注記する体裁を採っている。

さてこの富島家よりの「書上」が五郎左衛門の手になったものか、子の吉右衛門によるものかは決し難いところである。この「書上」の記載年時の下限が元禄二年である点からすると、これは元禄三年の『元禄集』編纂に際して録上されたものに基づいているようにも思われるが確定はし

えない。

(14) 古田平三郎と古田吉左衛門は同一人物である(系図一参照)。事件当時の称は前掲(三)『曾我日記』の記載からして「平三郎」が正しいものかと思われる。

(15) この問題については、古田左京派の一味誓詞の存在がある。これは幕府評定所の裁決で左京一派の叛逆の決定的証拠とみなされたものであり、松平信綱より「家の宝」として古田家に返され、富島が賜って長く所持していたものであった。それは『逆意記』が引用しているところのものとしてよいかと思う。そしてこの誓詞を見る限りは事件は錯誤によって生じたものではなく、古田左京一派が反主君行為を企てたのは事実であると判断せざるを得ないであろう。だから『逆意記』・「書上」の記述は一方の側の主張に止まらず、かなり客観的事実に近いものを表していると考えられるのである。

## 第二節 伊達騒動と主君「押込」問題

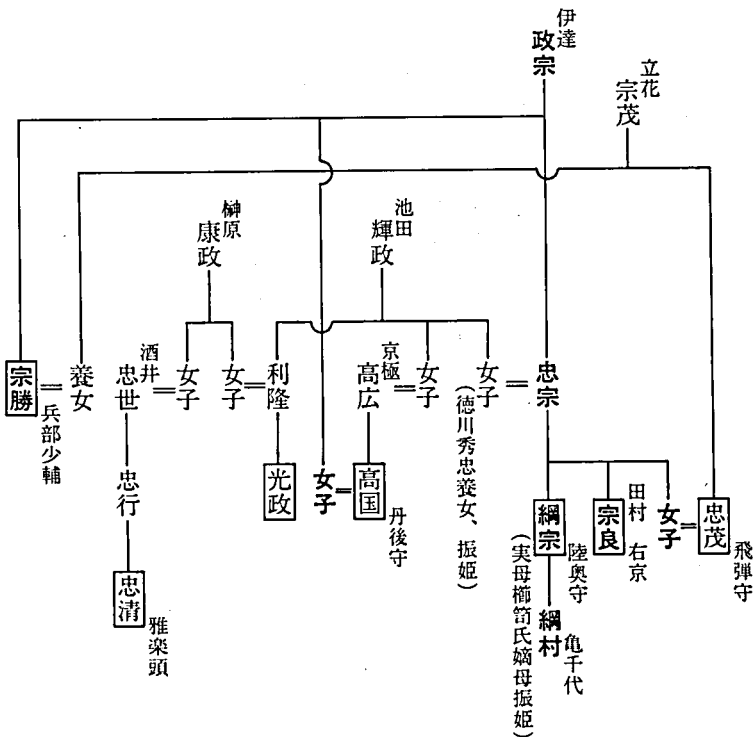
万治三(一六六〇)年七月一八日、奥州仙台伊達家六二万石の当主伊達綱宗は行状不良の故をもって幕府より逼塞を命ぜられ、同年八月二五日、綱宗の隠居と二才の実子亀千代(綱村)の家督相続が発令された。世にいう伊達騒動の発端である。

綱宗の遁塞・隠居は本稿で問題とする意味での主君「押込」行為とは別物であるが、本事件での綱宗隠居に至る経緯を見た場合、それは主君「押込」行為との形態上の類似性を有しており、且つ幕府の本事件に対する関与のあり方は主君「押込」慣行の形成にとって少なからぬ影響を及ぼしていると思われるのであって、この観点から本事件に言及する次第である。なお本事件については、その原因を巡って古くから一門衆の伊達兵部の陰謀説などが唱えられているが、本稿では事件の深層に亘る原因ではなく、事件における手続きの過程、関係者の行為の外面的な形態をのみ考察の対象とするものである。

綱宗は万治二年に一九歳で伊達家第三代当主に立ったが、大酒と風流教奇の性癖が甚だしく、親類大名や一門・老臣が「異見」を繰り返しても聞き入れるところがなかったという。同三年二月伊達家は幕府より小石川堀濑いを命じられ、綱宗は三月の末に出府して同年六月より普請は始められた。綱宗は毎日普請場に出てこれを督励したが、その足で側近らと遊所に赴いてしまうという状態であった。<sup>3)</sup>

綱宗の不行状はかなり顕著なものであったようで、これより先の同年五月八日、綱宗の親類大名の立花飛驒守忠茂（筑後柳川一〇万九六〇〇石）は池田光政（備前岡山三二万五〇〇〇石）に逢って、綱宗の行状の件について相談しており、『池田光政日記』には次の如くに記されている。「立花殿御申候へむつの守儀、異見可申とて参候へ共、逢不申候（中略）此上へうた殿へ申、三人老寄共御よひ候てつよく御しかり被下候様ニ仕度候間、内意伺くれ候へと御申候間、心へ申候と申」と。即ち、立花は綱宗に異見せんとするも綱宗は逢おうとせず、この上は幕府老中酒井雅楽頭忠清から伊達家江戸表の奉行（現職家老）大條兵庫宗頼・片倉小十郎景長・茂庭周防延元の三人を呼び出して厳しく叱正を加えられたく、酒井にその内意を伺いて欲しい旨の申し入れをなし、光政はこれを承諾しているものである。同日更に、光政の下に立花と京極丹後守高国（丹後宮津七万八二〇〇石）・伊達兵部少輔宗勝（伊達一門衆二万石）

系図II：伊達綱宗親族系図(万治3年時点)



備考：。「寛政重修諸家譜」第2、5、7、12冊に拠る。

○□の人間は、綱宗隠居問題の関係者。

○伊達宗勝の嫡男宗興は、後に酒井忠清の養女(姉小路公量女)と結婚するが、万治3年時点では姻戚関係にない。

が集まり綱宗問題を協議している。そして光政・忠茂・宗勝の三人が揃って酒井忠清の下に赴き、伊達家の善処方を頼み入れている。

次いで同五月一日、酒井忠清が光政を訪れて伊達家の処置の問題が話し合われ、綱宗は隠居、その実子による家督相続の案が議された。「とても今ノていにてハ家つふれ申候」というのが関係者の一致した見方であった。<sup>(5)</sup>

この協議に参加している面々は系図Ⅱに明らかな通り伊達綱宗の親類大名たちである。伊達兵部宗勝は叔父にして伊達一門衆の重鎮であるが、彼はまた將軍直参の大名でもあった。<sup>(5)</sup> 立花忠茂は義兄、京極高国は義理の叔父、池田光政は(義理の)従兄弟である。そしてまた老中首座の酒井忠清も池田家を介して伊達家の縁戚に連なっているのである。こうしてここに現れた人間は伊達綱宗を取り巻く親族団を構成しているのであり、中でも池田光政は家格・年齢・声望ともに優れ、この親族団の統領的存在であったものと思われる。親族の者が彼の下に集って問題を協議している事実がこれを示しているであろう。そしてこの広い範囲に互る親族団——親類大名の団体——の意思が、伊達家の当主の廃立問題の帰趨を決しているのである。

因にこれまでの伊達騒動(綱宗隠居事件)の研究においては、右の池田光政の下での親族協議の問題が看過されている。そして六月以降の老中酒井忠清による公式的な警告から事件を捉えるために事態が如何にも唐突に見え、そしてそれが陰謀説を引き出す根拠ともなっていたのであるが、親族団による右の事前の協議の問題を視野に入れるならば、事態はさして不自然なものではなくなるのである。<sup>(6)</sup>

さてこれらの水面下での根回しを経た後に、六月以降の幕府による公式的な介入行動が開始されるのである。事態決着の結論は既に打ち出されていた。以後の問題はこの結論に至る道筋をどのようにつけるかであり、本稿が着目するものこの点に関わるものである。

老中酒井忠清は先ず綱宗を呼んで「異見」をなしたが効果はなかった。次いで酒井は伊達兵部と立花とを呼んで警告を発するという形をとった。これに基づいて立花は六月一二日付の書状を伊達家奉行の大條・片倉・茂庭の三名に宛てて送り、老中酒井の異見を用いざることとは公儀に背くも同前であること、そして既に「御家滅亡」の危険の迫っている点を指摘した。<sup>7)</sup> 大條ら三奉行はこれを受けて連名で綱宗に上書し、「御行跡悪被成御座候に付而、去年中より其段、度々申上候へども不被遊御承引(中略)御身上相つぶれられ候を存之前に而も、私式、御異見可申様無御座候」として奉行職の解任を求めた。<sup>8)</sup> それは事実上、綱宗を見限る旨の最後通告を意味するものであった。

伊達兵部は国許の一門衆伊達彈正宗敏に六月二七日付で書状を送り、綱宗隠居問題についての国許の意見の取纏めを依頼している。即ち立花忠茂の下で大條ら奉行衆を交えて協議したが、「只今はとかく之事も入不申候、奥州様を御隠居被仰付、<sup>〔綱宗〕</sup>龜千代殿へ名代被仰付被下候様にと、各連判候て、御訴訟被仰上可然」と一決したこと、「此段は春中も貴様より被仰聞候間」宗敏も同心と存ずること、今これに背くのは「伊達之御家へ逆心」であるからそのような者は除くようにと老臣衆の連判への同調を強く申し入れている。<sup>9)</sup>

ここで一門・老臣の連判状作成による主君廃立という興味ある問題が登場してくるのであるが、幕府側の日記『柳宮日次記』<sup>10)</sup>に拠れば、これは幕府の指示に基づいたものであるとしている。即ち「立花飛騨守・伊達兵部少并家来之者共、一身仕、当月比御耳ニ被立被下候様ニと飛騨守・兵部少、御老中迄御内意雖在之、兩人被申分、何モ尤ト思召候得共家中之輩、一心ニ兩人と於為同意ハ、可被達上聞申由」の指示があった由である。一味徒党は幕法(武家諸法度)において固く禁じているところなのであるが、この問題においては非難されるところか逆に、家臣団の意思一致の明示化を幕府の側が求めるという措置を採っているのである。

このような経緯の下に、綱宗の隠居を求める左記の文言の伊達家一門・老臣の連判状(万治三年七月九日付)が作

成された。

「陸奥守事、御存被成候通、病氣故、万事勤可被成様子ニ無御座候、正宗以来 御当家之御重恩不淺儀、下々以忘却不仕候、何とそ長御奉公被申上候様ニと、朝暮奉念候、然所ニ陸奥守只今之病氣ニ御座候而は、国之仕置等無恙可被申付儀、無覺束奉存候、幼少ニ御座候得共、二歳ニ罷成候者御座候間、彼者ニ名字相統仕、陸奥守儀は隠居分ニ被仰付被下置候様ニ、御公儀於可罷成ニは、連判之者共奉願候条、如此御座候、以上」<sup>(11)</sup>

これは立花と伊達兵部を連名宛所とするもので、差出者は伊達彈正宗敏（一門）・伊達式部宗倫（一門）・田村右京宗良（一門）・伊達安芸宗重（一門）・伊達和泉宗直（一門）・伊達安房宗実（一門）・石川大和宗弘（一門）・奥山大学常辰（奉行）・遠藤文七郎俊信（宿老）・富塚内蔵丞重信（宿老）・原田甲斐宗輔（宿老）・茂庭周防延元（奉行）・片倉小十郎景長（奉行）・大條兵庫宗頼（奉行）の一四名であり、伊達家の重臣がここには網羅されている。右の「奉行」とは先述した如く、伊達家の制度で現職の家老を意味する。「宿老」は非役であるが身分としての家老を指している。なお、伊達一門では右の面々に伊達左兵衛宗規と伊達肥前宗房がいるが、連署していないのは綱宗の弟であることと若年であることに由るものであろう。奉行の古内主膳重安は高野山の法事で不在であったが、帰国後に同文の願書を提出している。

さて右の連判状は国許において調べられ、伊達安芸・伊達彈正が携えて七月一五日に江戸屋敷にもたらしている<sup>(12)</sup>。立花と兵部はこの連判状を幕府老中に披露し、綱宗隠居と龜千代相統についての正式の出願を終えた。そして七月一八日に綱宗逼塞の幕命が下った<sup>(13)</sup>。この間の動きについて綱宗は全く知らなかった模様で、この当日も小石川の普請場に向向いており、その帰還直後に逼塞の幕命を伝える上使の来訪を見た由である<sup>(14)</sup>。

こうして本事件は一門・老臣の共同意思による主君廃立という行為形態を示すことになったのであるが、この問題

については更に注目すべきことに、幕府は右の事情と経緯とを敢えて世間に公表しているのである。世上の動揺を「氣遣」<sup>(15)</sup> ったの措置であった。

幕府は七月一八日に御三家に上使を遣わし「陸奥守義、常々無沙法<sup>(16)</sup>之由、一門・家老共言上之上、閉門被<sup>(17)</sup> 仰付之由」を説明した。また翌一九日には江戸城中の諸役人に対し、老中酒井・阿部から同様の説明がなされた。これは一般の大名諸家にその事情説明が流布されることを期待しての処置であったと解される<sup>(18)</sup>。更にこれは大名家の一事例であるが、国持大名の蜂須賀家（阿波徳島二五万七千石）の場合には幕府側衆の久世大和守広之から次の如き書状を受け取っている<sup>(19)</sup>。

（前略）松平陸奥守、事之外不作法之段、達 上聞、先々被致逼寒、下屋敷ニ可被罷在旨（中略）此儀、内々一門中家老年寄共、様々異見申候得共、無承引候故、二歳ニ成被申候実子御座候ニ付而、陸奥守儀、病氣旁 公儀可相勤躰ニ無之候間、隠居為致、右之幼子取立、家之相統仕様ニと連判を以、御老中迄申入候、右之段も達 御耳候旨、追付御仕置可被 仰出与存候、様子無心元、可被思召与存、如斯候、恐惶謹言

七月十九日

久世大和守

松平阿波守様

人々御中

かような事情説明は他の有力大名諸家に対しても行われたものであろう。幕府は綱宗処罰に際してそれが幕府の恣意でも専横でもなく、また伊達家取り潰しのためでもないことを示すために問題の背景説明をなし、伊達家臣団の連判出願の事実を幕府の処置の妥当性・不可避性の根拠に据えたのである。

しかしながらこの措置は、幕府の思惑と関わりなしに次の事柄を必然的に導き出すことになるであろう。即ち第一



に、これによつて家老・重臣団の一味連判による主君廃立運動という行為形態の存在が天下周知のものとなつたといふこと。第二に、幕府がこれを受け入れたことによつて、右の行為の「正当性」が確認されるという反射的效果をもたらすこととなつたであらうといふことである。主君「押込」慣行の形成過程において、伊達綱宗隠居事件が及ぼした歴史的意義は右の点にあると考えられるのである。

伊達綱宗の隠居は広い意味では押込隠居とよばれるべきものであるが、しかしながらそれは本稿で対象としている主君「押込」行為とは別物である。後者では主君の廃立は当該大名家の内部限り、即ち家老・重臣団と親類大名（旗本）らの親族団との協議によつてその発議から執行までが完結的になされておき、幕府はただ大名家側より提出された当主の隠居出願を通常の手続きで受理・認可していくのみである。これに対して本事件での主君廃立は幕府の公然たる介入と指導のもとに行われたものであり、更に幕府の側より処罰隠居の形を明示したものであるからである。しかしながらこの点を除くならば両者の外見的形態が極めて酷似したものであることもまた事実である。確立された主君「押込」行為の構成諸契機については別稿で詳述したところであるが、それとの比較で以下の諸点において両者の同一性を指摘しうる。

1、先ず動機の点。主君「押込」行為の発動の動機においても最も一般的であるのは、その個人的な奢侈性向から当該大名家の存続を危うくするような主君の除去・交替という場合である。伊達綱宗の場合はこの条件に合致したものである。

2、家老・重臣団の意思一致による主君廃立という形態。主君「押込」行為における合意形成は家臣団一般の中においてなされるといふ性格のものではないのである。それはその範囲がかなり明確に限定された家老・重臣団、即ち通常の大名家で執政部を構成する家老・中老・用人らの重職の者および非役の家老身分の者・一門衆といった人々、

これらの間で右の合意がなされるのである。彼らのみが主君「押込」行為を執行する権限を有するものであり、一般家臣はその埒外におかれていることを別稿において指摘したが、綱宗隠居事件における一味連判の連署者は伊達家の一門衆および現職・非役の家老身分の者を網羅しており、右の条件に合致しているのである。

3、親類大名の関与の問題。主君「押込」を執行するに際しては、当該主君の親類大名（旗本）の諒承を得ることを手続上の要件としていた。本事件の場合は先に指摘した如く、池田光政を中心とする広い範囲に互る親類大名の親族団がこの問題に関与し協議して、問題処理の方向を決定していたのである。確立された主君「押込」慣行にあっては家老・重臣らが「押込」を発議し、親類大名の諒承を取り付けたうえでこれを執行するという形態に発展していたが、ここでは親類大名の側が家老・重臣団を指導するという形で事態が進行している訳である。両者はイニシアティブのあり方が異なるのであるが、主君の「押込」問題に親類大名らの親族団が深く関与するという点で両者は同型である。

4、後継者の問題。当該主君に実子があればこの者が家督を相続していくのは近世武家社会の一般原則であるが、しかしその者が幼少であれば、親族より「番代」等を立てて中継相続をなすことも可能であった。<sup>18)</sup> また当該主君が養子大名の場合には、彼の実子の他に周囲には相続有資格者が複数ありうるものであったが、しかし主君「押込」行為にあっては幼少であっても当該主君の実子を後継者に据えて、これを守り立てていくという途を意識的に採っている事例が見られる。これは主君「押込」行為なるものが、あくまで不適格な主君の除去にあるのであって、何人かによる君位の篡奪を目的とするものではないことを示すためのものであったと思われるが、この点でも本事件での二歳の亀千代を後継者に据えているのと合致しているのである。<sup>19)</sup>

以上の諸点において、この綱宗隠居事件は確立された慣行としての主君「押込」行為と酷似した形態を示している

のであり、且つ家臣団の一味連判による主君廃立行為の「正当性」の確認という前述の問題とも併せて、本事件は主君「押込」慣行に対して行為の範型を提供したのではないかと推測されるのである。

〔註〕

- (1) 『徳川実紀』各日条
- (2) 伊達騒動については大槻文彦『伊達騒動実録』（吉川弘文館）、児玉幸多『伊達騒動異論』（日本歴史一四一号）、滝沢武雄『伊達騒動新考』（史観第七五冊）、小林清治『伊達騒動』（北島正元『御家騒動』・新人物往来社）、同『伊達騒動と原田甲斐』（徳間書店）、平重道『伊達騒動』（宝文堂）、『宮城県史・近世史』第四節等参照。  
なお伊達騒動については綱宗隠居事件から寛文一一年の原田甲斐刃傷事件までを一連の事件とするのが古くからの型であるが、児玉・滝沢氏は綱宗隠居事件をそれ自体で独立した事件として取り扱われている。本稿も視点は異なるものの、これに倣った扱いをしている。
- (3) 大槻『伊達騒動実録』第七・第九篇
- (4) 『池田光政日記』万治三年五月八日、同一日条  
なお光政はこの五月二日に参勤を終えて帰国するため、綱宗隠居事件の発生する六月一八月には江戸不在であるが、それでも家臣を江戸に派遣して酒井雅楽に伊達家の善処方を頼んでいる（『池田光政日記』七月二七日条）。
- (5) 大槻前掲書第二篇
- (6) とはいえかかる事態を奇貨として、これに乗じて野心をたくましくする関係者の隠された思惑の存在というものは排除すべくもないし、また綱宗の「不行状」の中に児玉・滝沢両氏の指摘される、綱宗の朝廷との過度の親密さという問題が含まれている可能性は依然として残るものである。ここではただ従前問題となっていた老中酒井の唐突な介入行動の不自然さということについての事実関係の訂正を指摘するまでである。
- (7) 立花忠茂書状〔大條・片倉・茂庭宛〕（大槻『伊達騒動実録』乾七七頁）
- (8) 「茂庭家記録」（同右 七八頁）
- (9) 伊達宗勝書状〔伊達宗敏宛〕（同右 八三頁）
- (10) 万治三年七月一八日条（内閣文庫蔵）
- (11) 『大日本古文書・伊達家文書之四』一八〇三号、大條宗頼外十三名連署状案
- (12) 大槻『伊達騒動実録』乾 九三頁
- (13) 『柳營日次記』万治三年七月一八日条

(14) 『曾我日記』万治三年七月一九日条(内閣文庫蔵)

この幕命伝達の手続きは次の通りである。この七月一八日に老中酒井宅に立花・伊達兵部と大條・片倉・茂庭の三奉行そして国許から到着した宿老原田甲斐宗輔の六名が召喚され、酒井と老中阿部豊後守忠秋・稲葉美濃守正則の列座の下で「陸奥守儀、病氣に成、其上万事不法法之儀、具に達 上聞候、只今迄之風俗に而は、仕置罷成間敷被思召候条、逼塞仕可罷在候、但、御普請之儀は仕懸候事に候間、只今迄之通、弥情に入可申付」との旨が口達された。次いで上使太田摂津守資次が伊達家江戸家敷に派遣され、綱宗に対して直接に同趣旨の幕命が申渡されている(七月一八日付立花忠茂・伊達宗勝連名署状〔国許老臣宛〕)―大槻『伊達騒動実録』乾一〇五頁。『柳營日次記』七月一八日条。

(15) 『柳營日次記』七月一九日条。

(16) 同前 七月一八日、一九日条。なお次註参照。

(17) 国立史料館蔵蜂須賀家文書『御旧記書技』第三冊。なお蜂須賀家ではこれより先、これとは別に同家留守居役が幕府大目付兼松下総守正直の下に伺公して、殿中でなされた伊達家問題についての事情説明の内容を聞取っている

(18) 『御旧記書技』万治三年七月一九日条。

鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』(成文堂)一五五頁以下参照。

(19) 別稿で論じた阿波蜂須賀家における、明和六年の蜂須賀重喜隠居事件はこの伊達綱宗隠居事件に酷似している。幕府の嫌忌を受けた主君についてこれを「押込隠居」で解決を計ろうとする家老・重臣団の動き、後継主君には他の有力候補があるにも関わらず、主君の実子を据えようとする行為がそれである。他方幕府の側もこの家臣団の要請と内容の命令を下し、そして処罰隠居の形を明示して決着をつけており、両者ともに綱宗隠居事件を先例として意識しつつ、それに準拠して行動しているように思われる。

〔以下次号〕